

1. 給与所得控除の改正

改正後

給与所得速算表		
給与等の収入金額	給与所得の金額	
550,999 円まで	0 円	
551,000 円から 1,618,999 円	「給与等の収入金額-550,000 円」で求めた金額	
1,619,000 円から 1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円から 1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円から 1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円から 1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円から 1,799,999 円	給与等の収入金額を「4」で割って 千円未満を切り捨てる (算出金額：A)	「 $A \times 2.4 + 100,000$ 円」で求めた金額
1,800,000 円から 3,599,999 円		「 $A \times 2.8 - 80,000$ 円」で求めた金額
3,600,000 円から 6,599,999 円		「 $A \times 3.2 - 440,000$ 円」で求めた金額
6,600,000 円から 8,499,999 円	「給与等の収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円」で求めた金額	
※8,500,000 円以上	「給与等の収入金額-1,950,000 円」で求めた金額	

※給与等の収入金額が 850 万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する

◆所得金額調整控除= (給与等の収入金額-850 万円) $\times 0.1$

なお、給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は 1,000 万円

改正前

給与所得速算表	
給与等の収入金額	給与所得の金額
650,999 円まで	0 円
651,000 円から 1,618,999 円	「給与等の収入金額-650,000 円」で求めた金額
1,619,000 円から 1,619,999 円	969,000 円
1,620,000 円から 1,621,999 円	970,000 円

1,622,000円から1,623,999円	972,000円	
1,624,000円から1,627,999円	974,000円	
1,628,000円から1,799,999円	給与等の収入金額を「4」で割って 千円未満を切り捨てる (算出金額：A)	「A×2.4」で求めた金額
1,800,000円から3,599,999円		「A×2.8-180,000円」で求めた金額
3,600,000円から6,599,999円		「A×3.2-540,000円」で求めた金額
6,600,000円から9,999,999円	「給与等の収入金額×0.9-1,200,000円」で求めた金額	
10,000,000円以上	「給与等の収入金額-2,200,000円」で求めた金額	

2. 公的年金等控除の改正

改正後

公的年金等雑所得速算表				
年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳以上	3,300,000円未満	「収入金額-1,100,000円」で求めた金額	「収入金額-1,000,000円」で求めた金額	「収入金額-900,000円」で求めた金額
	3,300,000円から 4,099,999円	「収入金額×0.75-275,000円」で求めた金額	「収入金額×0.75-175,000円」で求めた金額	「収入金額×0.75-75,000円」で求めた金額
	4,100,000円から 7,699,999円	「収入金額×0.85-685,000円」で求めた金額	「収入金額×0.85-585,000円」で求めた金額	「収入金額×0.85-485,000円」で求めた金額
	7,700,000円から 9,999,999円	「収入金額×0.95-1,455,000円」で求めた金額	「収入金額×0.95-1,355,000円」で求めた金額	「収入金額×0.95-1,255,000円」で求めた金額
	10,000,000円以上	「収入金額-1,955,000円」で求めた金額	「収入金額-1,855,000円」で求めた金額	「収入金額-1,755,000円」で求めた金額
65歳未満	1,300,000円未満	「収入金額-600,000円」で求めた金額	「収入金額-500,000円」で求めた金額	「収入金額-400,000円」で求めた金額

1,300,000円 から 4,099,999円	「収入金額×0.75- 275,000円」で求め た金額	「収入金額×0.75- 175,000円」で求め た金額	「収入金額×0.75-75,000円」 で求めた金額
4,100,000円 から 7,699,999円	「収入金額×0.85- 685,000円」で求め た金額	「収入金額×0.85- 585,000円」で求め た金額	「収入金額×0.85-485,000円」 で求めた金額
7,700,000円 から 9,999,999円	「収入金額×0.95- 1,455,000円」で求 めた金額	「収入金額×0.95- 1,355,000円」で求 めた金額	「収入金額×0.95-1,255,000 円」で求めた金額
10,000,000円 以上	「収入金額- 1,955,000円」で求 めた金額	「収入金額- 1,855,000円」で求 めた金額	「収入金額-1,755,000円」で求 めた金額

給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得調整控除として給与所得の金額から差し引く

◆所得金額調整控除=（給与所得+公的年金等雑所得）-10万円

なお、給与所得及び公的年金雑所得が10万円を超える場合は10万円

(参考)

※65歳以上

令和3年度課税（令和2年分所得）：昭和31年1月1日以前生まれ

※65歳未満

令和3年度課税（令和2年分所得）：昭和31年1月2日以降生まれ

改正前

公的年金等雑所得速算表		
年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額
65歳以上	3,300,000円未満	「収入金額-1,200,000円」で求めた金額
	3,300,000円から 4,099,999円	「収入金額×0.75-375,000円」で求めた金額
	4,100,000円から 7,699,999円	「収入金額×0.85-785,000円」で求めた金額
	7,700,000円以上	「収入金額×0.95-1,555,000円」で求めた金額
65歳未満	1,300,000円未満	「収入金額-700,000円」で求めた金額
	1,300,000円から 4,099,999円	「収入金額×0.75-375,000円」で求めた金額

	扶養親族：「子」有り	30	—	30	—	30	—
	扶養親族：「子以外」有り	26	—	26	—	—	—
	扶養親族：無し	26	—	—	—	—	—

本人男性	配偶者関係	死別		離別		未婚	
	本人合計所得（円）	500万以下	500万円超	500万以下	500万円超	500万以下	500万円超
	扶養親族：「子」有り	30	—	30	—	30	—
	扶養親族：「子以外」有り	—	—	—	—	—	—
	扶養親族：無し	—	—	—	—	—	—

（改正前：寡婦（夫）控除）

本人女性	配偶者関係	死別		離別	
	本人合計所得（円）	500万以下	500万円超	500万以下	500万円超
	扶養親族：「子」有り	30	26	30	26
	扶養親族：「子以外」有り	26	26	26	26
	扶養親族：無し	26	—	—	—

本人男性	配偶者関係	死別		離別	
	本人合計所得（円）	500万以下	500万円超	500万以下	500万円超
	扶養親族：「子」有り	26	—	26	—
	扶養親族：「子以外」有り	—	—	—	—
	扶養親族：無し	—	—	—	—

6. 所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次の 1 から 3 のいずれかに該当する場合

1. 特別障害者に該当する
2. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額 (1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) - 850 万円) × 10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円) - 10 万円)

7. 調整控除の改正

改正後		改正前	
合計所得金額	調整控除		調整控除
2,500 万円以下	※計算方法参照	一律	※計算方法参照
2,500 万円超	0 円		

※計算方法

課税標準額が 200 万円以下の場合

下記のいずれか少ない金額 × 5% (町民税 3%、県民税 2%)

- ・ 人的控除額の差の合計額
- ・ 住民税の課税標準額

課税標準額が 200 万円超の場合

((人的控除の差の合計額 - (住民税の課税標準額 - 200 万円)) × 5%

2,500 円未満のときは、2,500 円 (町民税 3%、県民税 2%)

8. 非課税の範囲の改正

◆ 「均等割」「所得割」ともに課税されないかた

1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けているかた (賦課期日現在)
2. 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の※合計所得金額が 125 万円 + 10 万円以下であるかた (給与所得の場合は、給与収入 2,043,999 円以下のかたが該当)

3. 前年の合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下であるかた

(1) 同一年計配偶者または扶養親族がいる場合

$28 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{同一年計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 16 \text{ 万} 8 \text{ 千円} + 10 \text{ 万円}$

(2) 同一年計配偶者または扶養親族がない場合

$28 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} = 38 \text{ 万円}$

◆「所得割」が課税されないかた

前年の※総所得金額等が、次の計算で求めた金額以下であるかた

(1) 同一年計配偶者または扶養親族がいる場合

$35 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{同一年計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 32 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円}$

(2) 同一年計配偶者または扶養親族がない場合

$35 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} = 45 \text{ 万円}$

(参考)

※合計所得金額とは、総合所得と分離課税所得で損益通算して、総合課税の長期譲渡所得と一時所得のそれぞれ2分の1した合計額

※総所得金額等とは、合計所得金額から純損失の繰越控除と雑損失の繰越控除を行った額（分離課税の譲渡所得特別控除前）

9. 個人住民税の新たな非課税措置の創設

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、児童扶養手当受給者に限定せず、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親について、個人住民税を非課税とする。

※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載のあるかたは対象外